

議案第41号

債権の放棄(水道料金)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 水道料金
- 2 金額 478,328円
- 3 債務者 別表のとおり
- 4 債権放棄理由

債務者の破産手続により、免責決定となったため。

平成31年3月5日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

別表

番号	債務者	金額	破産申立年
1	平成 5 年 7 月 使用開始者	4 7, 7 5 0 円	平成15年
2	平成 1 0 年 1 0 月 使用開始者	2 3 0, 2 4 0 円	平成16年
3	平成 1 1 年 3 月 使用開始者	2 3, 9 1 5 円	平成17年
4	昭和 6 1 年 7 月 使用開始者	6, 9 5 2 円	平成19年
5	平成 1 年 2 月 使用開始者	2 5, 5 2 5 円	平成19年
6	平成 1 5 年 2 月 使用開始者	1 3 5, 6 1 2 円	平成25年
7	平成 2 1 年 1 2 月 使用開始者	8, 3 3 4 円	平成27年